諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和７年１２月２２日（令和７年（行個）諮問第３４１号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行個）答申第２０３号）
事件名：本人が紹介された特定事業所の求人票の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７６条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和７年７月１４日付け神個開第７－５３７号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ハローワークでは、８年前のデータがまだ残っていると言われたが、１年たって労働局からはデータが残っていないと書いてあった。

データがほしい理由（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和７年６月１５日付け（同月１８日受付）で処分庁に対して、法７６条１項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求をした。

（２）これに対して、処分庁は、令和７年７月１４日付け神個開第７－５３７号により、既に、定められた保存期間を満了しており、これを保有していないとして不開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、令和７年９月１９日付け（同月２２日受付）で、本件審査請求をしたものである。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

３　理由

（１）本件対象保有個人情報について

（略）

（２）処分庁の判断について

諮問庁は、処分庁に対して、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示決定をした理由の詳細を確認したところ、「求人票の保存期間は、当該求人が無効となった日の属する年度の翌年度の初日から起算して１年間とされていること、また、求人票データを管理しているハローワークシステムには無効から５年間は保存されるが、審査請求人から開示請求があった時点で、既に保存期間である５年間を満了しているため廃棄されており、保有していないことから不開示とした。」とのことであった。

この点、本件対象保有個人情報を保有していないとする処分庁の説明には、不自然及び不合理な点は見受けられない。

（３）原処分の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において「ハローワークでは８年前のデータがまだ残っていると言われたが、１年たって労働局からはデータが残っていないと書いてあった」と主張するが、諮問庁が処分庁に審査請求人が主張する本件対象保有個人情報の不存在理由について確認したところ、「審査請求人が紹介を受けた特定公共職業安定所の職員の記憶もなく、審査請求人が主張している「ハローワークでは８年前のデータがまだ残っていると言われた」という事実を確認することができなかったとのことであった。

また、データについては、上記（２）のとおり、審査請求人が請求した時点で保存期間が満了しており、当該保有個人情報は既に保有していない。

４　結論

よって、本件審査請求について、原処分は妥当であり棄却すべきである。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年１２月２２日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　令和８年６月１５日　　審議

④　同年１０月２６日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を実際に保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

２　本件対象保有個人情報の保有の有無について

（１）本件対象保有個人情報は、審査請求人が、平成３０年特定月にハローワークにおいて紹介された特定事業所の求人票に記録された保有個人情報である。

（２）諮問庁は、上記第３の３（２）において、求人票の保存期間は、当該求人が無効となった日の属する年度の翌年度の初日から起算して１年間とされていること、また、求人票データを管理しているハローワークシステムには無効から５年間は保存されるが、審査請求人から開示請求があった時点で、既に保存期間である５年間を満了しているため廃棄されており、保有していない旨説明する。

（３）当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足説明を求めさせたところ、以下のとおり説明する。

ア　求人の有効期限は、事業所から求人票が提出された日の属する月の翌々月の末日までとされており、求人票の保存期間は、標準文書保存期間基準（保存期間表）により、１年とされている。

イ　ハローワークシステムにおいては、求人票に記載されている情報及び紹介履歴（データ）が保存されているところ、求人が無効となった日の翌日から起算して削除日までに５年以上経過したデータについては、その全てを自動的に削除することとなっている。

ウ　本件開示請求においては、ハローワークシステムの事業所情報検索機能により本件に係る事業所の台帳を検索し、当該台帳から事業所の活動履歴一覧を参照した。活動履歴一覧においては求人が無効となってから５年間は、個々の事業所がこれまでに公開した求人情報を含む履歴を確認することができる。本件に係る事業所の活動履歴一覧を参照したところ、令和元年以前の求人情報は表示されていないことが確認できたことから、５年間の経過に伴い、システムが自動的に令和元年以前のデータを削除したものと判断した。

（４）以下、検討する。

諮問庁から、本件対象保有個人情報が記録された文書に係る保存期間表及びハローワークシステムの事務処理要領の提示を受けて、当審査会において確認したところ、上記（２）及び（３）の諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められず、不自然、不合理な点も認められない。

また、本件対象保有個人情報の上記（３）ウの探索の方法も問題があるとはいえない。

（５）したがって、神奈川労働局において本件対象保有個人情報を保有して

いるとは認められない。

３　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、神奈川労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙（本件対象保有個人情報が記録された文書）

平成３０年特定月にハローワークにおいて紹介された特定事業所の求人票